

令和8年第1回本巢市議会定例会議事日程（第2号）

令和8年2月24日（火曜日）午前9時 開議

- 日程第1 議案第9号 本巢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第2 議案第10号 本巢市ねたきり老人等介護者慰労金支給条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第11号 本巢市景観条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第12号 本巢市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について
- 日程第5 議案第16号 本巢東辺地に係る総合整備計画の変更について
- 日程第6 議案第17号 根尾東辺地に係る総合整備計画の変更について
- 日程第7 議案第18号 根尾西辺地に係る総合整備計画の変更について
- 日程第8 議案第19号 本巢市過疎地域持続的発展計画の変更について
- 日程第9 議案第20号 指定管理者の指定について
- 日程第10 議案第21号 令和7年度本巢市一般会計補正予算（第9号）について
- 日程第11 議案第22号 令和7年度本巢市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第12 議案第23号 令和8年度本巢市一般会計予算について
- 日程第13 議案第24号 令和8年度本巢市国民健康保険特別会計予算について
- 日程第14 議案第25号 令和8年度本巢市後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第15 議案第26号 令和8年度本巢市企業用地造成事業特別会計予算について
- 日程第16 議案第27号 令和8年度本巢市水道事業会計予算について
- 日程第17 議案第28号 令和8年度本巢市下水道事業会計予算について

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（16名）

1番	坂下 裕久	2番	堀田 靖則
3番	翠 昭博	4番	高橋 知子
5番	瀬川 照司	6番	飯尾 龍也
7番	片岡 孝一	8番	高橋 時男
9番	澤村 均	10番	高橋 勇樹
11番	今枝 和子	12番	高田 浩視
13番	河村 志信	14番	鏝本 規之
15番	白井 悦子	16番	大西 徳三郎

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	藤原 勉	副市長	谷口博文
教育長	川治 秀輝	総務部長	村澤 勲
企画部長	林 玲一	市民部長	加納 正康
健康福祉部長	林 晃弘	産業経済部長	瀬川 清泰
都市建設部長	高橋 君治	水道環境部長	青木 竜治
教育委員会 事務局長	高木 孝人	会計管理者	磯部 千恵子

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	大久保 守康	議会書記	大西 貞充
議会書記	廣瀬 知倫	議会書記	内木 雅浩

開議の宣告

○議長（今枝和子君）

ただいまの出席議員数は16人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりです。

日程第1 議案第9号（質疑・委員会付託）

○議長（今枝和子君）

日程第1、議案第9号 本巢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第9号については、文教福祉委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第9号は文教福祉委員会に付託することに決定をいたしました。

日程第2 議案第10号（質疑・委員会付託）

○議長（今枝和子君）

日程第2、議案第10号 本巢市ねたきり老人等介護者慰労金支給条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第10号については、文教福祉委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第10号は文教福祉委員会に付託することに決定をいたしました。

日程第3 議案第11号（質疑・委員会付託）

○議長（今枝和子君）

日程第3、議案第11号 本巢市景観条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。
これより質疑を行います。
質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

12番 高田浩視議員。

○12番（高田浩視君）

すみません、1点だけ確認をしたいと思います。
この太陽光発電施設、その他、これらに類するところの条件というのがついていますけど、これはどういう基準で、何かの基準で設定されたのかという、もともとの基準というのはどういう基準なんでしょうか。

○議長（今枝和子君）

ただいまの質問について、都市建設部長、お願いいたします。

○都市建設部長（高橋君治君）

太陽光発電に関するものにつきましては、特に今回、景観に関する、景観条例の中で定めた事項につきまして、特に基準となるものはございません。

○12番（高田浩視君）

了解しました。

○議長（今枝和子君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

14番 鰐本議員。

○14番（鰐本規之君）

この件については委員会のほうでやろうかなあと思っておりましたけれども、そういう質問が出ましたので、この件に関連することですらと質問をしたいと思っております。

この条例の中において、制定したときが、私が議員になったときに制定をしたわけでありまして。その後、いろいろな事情、また地域の変化によって、大分この地域の風景が変わってきた中において、今回の条例の改正が行われるわけでありまして。

私がこの条例をつくった折においては、本巢市においては5階建て以上の建物はなかったということがあります。けれども高速道路が開通をして、大きな会社が進出してくる、また地域各位においても分譲住宅等々が非常に多くなってきている、そういう中において、当初のときにはピンク色のビルがある方がいいのか悪いのかということから、景観というものが示されてきたわけでありまして。

今回は、高速道路ができたことによってホテル等々もできるということで、5階以上の建物が建

つとなったわけでありませう。また、いずれは、近い将来だと思っはるんではございませうが、モレラの建て直し等々も行われるのではないかなあというふうには期待もしているわけでありませう。

その中において景観ということについては、今、高速道路を走ってみるとよく分かるんではございませうが、懐中電灯で照らしたぐらいでも反射板というものがきれいに出て、時速何キロだとか、どこどころが渋滞しているとか、また、どここのパーキングエリアですよというようなことが即座に分かるぐらいな施設になっている、それだけ文化が発達しているというか、技術が発達している中において、この本巢市の中においても当然看板等々、また、少しどうかあと思っはるような看板等々も見られるわけでありませう。

私ごとで言いますと、タイヤショップ早野の看板はもう約20年以上たっているわけでありませうけれども、その当時はあの看板は画期的な看板であって、反射板等々が物すごくよくなっていた。けれども、あれが今作ろうとすると10分の1以下の値段でできるということでありませう。

そういうことを踏まえたときに、反射板等々の看板等々について、どのような考えの中からのこの条例改正の中に盛り込まれているのか、お尋ねをいたします。

○議長（今枝和子君）

ただいまの質問について、都市建設部長に答弁を求めませう。

都市建設部長。

○都市建設部長（高橋君治君）

反射につきましては、今一番、本巢インターチェンジやパーキングエリアを中心としたエリアにつきましても、特に景観の形成に配慮したいということで、届出を全ての工作物を届けていただくように制定しておりますので、そういった中である程度配慮をお願いしていくというような条例になっております。

〔挙手する者あり〕

○議長（今枝和子君）

14番 鏑本規之議員。

○14番（鏑本規之君）

もう一点、太陽光のことについてお伺いをするわけでありませう。

太陽光発電においては、時代の背景によって大分変化が行われている。当初のときには、山林等々について、太陽光発電ができることについての制約もなかったわけでありませう。今でも私がゴルフに行く北カントリーのほうへ行きますと、非常に大きな山の中に太陽光発電があるわけでありませうけれども、そういう中において景観に対していかがなものかというようなことが問われたわけでありませう。

今回は、この太陽光発電についての景観等々ということについては、さきの議会の中においても、本巢市の駐車場において太陽光発電を設置をするということについて、議会のほうからも反対の意見もあつたかと記憶するわけでありませうして、そういうことを踏まえた中において、今後の条例の中に本巢市の役場の駐車場の中が太陽光発電ができるような形になっているのかいないのか、お伺い

をいたします。

○議長（今枝和子君）

ただいまの質疑に対して、都市建設部長に答弁を求めます。

都市建設部長。

○都市建設部長（高橋君治君）

反射ですとか景観等に配慮を意見することはできますが、設置自体について規制するような条例とはなっておりませんので、設置は可能でございます。

○14番（鰐本規之君）

はい、結構です。

○議長（今枝和子君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

4番 高橋知子議員。

○4番（高橋知子君）

この景観条例の改正に伴って、今までよりも規制が増えるということだと思わなければならない、例えばこのような変更があったとしても、そういった内容を、要は当事者の方たちが知らなければ、そのままつけてしまったり、つけてしまったところで、これは条例なので、さほど何か罰則があるとかそういうことでもないと思うんですが、どのように周知をされていく予定なんでしょうか。

○議長（今枝和子君）

ただいまの質疑に対しまして、都市建設部長に答弁を求めます。

都市建設部長。

○都市建設部長（高橋君治君）

一般的に建築等を行う場合において、景観条例を無視されるということはありませんが、ホームページ等できちんと周知しまして、漏れのないように届出をしっかりと行っていくように進めていきたいと考えております。

○議長（今枝和子君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第11号については、総務建設委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第11号は総務建設委員会に付託することに決定をいたしました。

日程第4 議案第12号（質疑・委員会付託）

○議長（今枝和子君）

日程第4、議案第12号 本巣市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第12号については、文教福祉委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第12号は文教福祉委員会に付託することに決定をいたしました。

日程第5 議案第16号（質疑・討論・採決）

○議長（今枝和子君）

日程第5、議案第16号 本巣東辺地に係る総合整備計画の変更についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第16号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第16号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第16号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第16号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

日程第6 議案第17号（質疑・討論・採決）

○議長（今枝和子君）

日程第6、議案第17号 根尾東辺地に係る総合整備計画の変更についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第17号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第17号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第17号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第17号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

日程第7 議案第18号（質疑・討論・採決）

○議長（今枝和子君）

日程第7、議案第18号 根尾西辺地に係る総合整備計画の変更についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第18号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第18号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第18号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第18号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

日程第8 議案第19号（質疑・討論・採決）

○議長（今枝和子君）

日程第8、議案第19号 本巢市過疎地域持続的発展計画の変更についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

3番 翠昭博議員。

○3番（翠 昭博君）

これはもう7年度で終わるということで、8年度から新たということ、30ページに及ぶ資料の中では細かく書いてあるということ、私もすみません、目を通した程度ですけれども、こういう計画は計画をしないと持続しないと私は思っております、そこで質問なんですけど、ここの中に関係人口という言葉が入っていなかったように私は思うんですけれども、関係人口って何かといいますと、都市部など別の場所に住みながら持続的に地域に関わる人を指すと。今、総務省で、居住地以外の地域に継続的に関わる人をふるさと住民として登録する制度を創設しようと今検討されています。

関係人口といいますと、ここを私もずっと読んでみると、これまでの基本的な事項、そして令和32年には何万人になるよとか、それからこんな特産があるよとか、こういうのがずっと書いてあって、それから橋梁がどうだとかいろいろ書いてあるんですけど、こういった事実に基づき魅力ある地域をどうやって、今言った関係人口を増やしていく施策なんかも、施策というか、なんかもここの中に入っていない、入れればいいかなと思って質問します。もし入っていないのであれば、なぜ入っていなかったのか、それと、入っているんだったらどこに書いてあるのかを教えてください。できれば幸いです。

○議長（今枝和子君）

企画部長、お願いします。

○企画部長（林 玲一君）

それでは、お答え申し上げたいと思います。

今御指摘をいただきました関係人口については、今回のこの計画に記載はございません。ただし、本編、この計画の10ページの辺りに移住・定住・地域間交流の促進、人材育成という項目がございます。ここの辺りで、移住・定住について推進をしていこうといったところの施策は載せさせていただきます。以上です。

○議長（今枝和子君）

ほかに。

[挙手する者あり]

3番 翠昭博議員。

○3番（翠 昭博君）

ありがとうございました。

非常に大事な観点でありますし、多分ここには書いていないんですけど、本巢市全体の中でどこかに書いてあったような記憶もありますので、それを関連しながら、この計画だけではなくて関連しながら進めていって、より魅力ある地域をつくるためにみんなの知恵を出し合ったらいいかなあという観点で質問を終わります。

○議長（今枝和子君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

14番 鏑本議員。

○14番（鏑本規之君）

これは計画変更の中において、呼び名の変更等々については、さほどとやかく言うことはないと思うんですが、この中で財源確保のこと、一般財源の確保について非常に厳しい状況であるというようなことが書かれている。そうすると、これをそのままそっくり当てはめるとするなら、過疎地についての発展は全て望めないというふうに感じるわけであります。

私は、根尾のほうの過疎地については、いろんな形で今まで努力をしてきたし、それなりに汗をかいてきたと思うわけでありますけれども、この文言一つ取ってみても、これからの一般財源が非常に厳しいと、確保が厳しいということがこの中に明確に書かれている。

また、後々で質問をしようと思っているわけでありますけれども、国の方針等々によって金利がどんどん上がっていくというようなこともうたわれている中において、やっぱり市としては、当然人口減少というのは全国的な対応であるけれども、本巢市をよくしようという形で市会議員になった人がたくさんいる中において、人口減少等々、また財源確保等々ということがここに書かれるということにおいては、中には給料だけもらえれば結構ですよというような市会議員もおるかもしれませんが、私は少なからずこの本巢市を5万都市にしようという思いで市会議員に立候補してきたわけであります。人口減少が少しでも止まるようにということにおいて、過去に一遍も私は人口減少についての一般質問等々もしたことがない。ですので、教育長、また市長にお願いを

して、人が多く住めるようなまちづくりを推進してくれと。また、教育においてもそういうふうにしてくれというようなことをお願いしたわけでありませう。

しかるに、79ページにあるような文章が、文面が書かれているということについては非常に残念に思うわけでありませう。この文章においては、どのような形でこのような文章になったのか、説明を求めませう。

○議長（今枝和子君）

ただいまの質問に対しまして、企画部長、お願いいたします。

○企画部長（林 玲一君）

それでは、お答え申し上げたいと思ひませう。

こちらのほうにつきましては、人口減少を起因としたこの先の経済の縮小であったり、財政運営の厳しさといったところがございますので、この現状を踏まえまして、これが課題であるといったところでこういった記載をさせていただいております。以上です。

○議長（今枝和子君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

13番 河村志信議員。

○13番（河村志信君）

鏝本議員と同じような内容になりますが、この前と後の表で、ページ4の11の、前のあれには糸貫インターチェンジ、当時は多分糸貫インターチェンジと言っていたんでしょうけど、糸貫インターチェンジ周辺の集中工事を実行していくには思い切った見直しが必要不可欠であるとか、そういう文言がございます。結果的に今現在、東海環状が通じて、本巢インターが開通した。非常にフォローの風が吹いている、いい状況になっていると。そういうものが消えてしまって、全然その辺が反映されていないという点と。もう一点は、やっぱり財政に関して、予算に対して非常に厳しいから難しいんだというような表現ですけど、やはり以前にはなかったクラウドファンディングだとか、ふるさと納税とか、そういうものを積極的に活用して、過疎地の開発を今後も進めていくというような文章があつてしかりかと思ひませうが、その辺はどういうふうにお考えか、お尋ねいたします。

○議長（今枝和子君）

企画部長、お願いします。

○企画部長（林 玲一君）

それでは、お答え申し上げたいと思ひませう。

まずもつてこの本計画は、一つ財政的なメリットとして、過疎債というものを発行しながら事業を進めることができるわけがございます。こちらにつきましては、地方債なんですけれども、充当率が100%、交付税措置が70%ということで、効果としては7割相当の補助金の効果があるということでございますが、こういった部分は、この計画を見直しつつ、それらを活用して、この過疎地域の発展を進めていくというものでございます。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（今枝和子君）

13番 河村志信議員。

○13番（河村志信君）

2点質問してしまったのが問題だったんですけど、本巢インターだとか東海環状だと、これは非常に過疎地に対してプラスの材料なんですよね。その辺の状況が変わりましたよね、環境が。その辺に連動した前向きな、これからはちょっと従来とは違う形で過疎地が脚光を浴びるだとか、可能性あるだとか、将来が見込めるだとか、そういうものがないということが私はちょっと気になるんですけど、その辺いかがでしょうか。

○議長（今枝和子君）

企画部長。

○企画部長（林 玲一君）

もう一度すみません、最後の辺り聞き取りづらかったものですから、もう一度すみません、恐れ入ります。

[挙手する者あり]

○議長（今枝和子君）

13番 河村志信議員。

○13番（河村志信君）

以前とはいろんなインフラというか、状況がプラスになっていますよね、東海環状等、本巢インターから根尾なんて30分かからないんじゃないかという、いい地域になっていながら、そういうものが文章の中に反映されていないというふうに私は理解するんですけど、そういうものが、なぜ糸貫インターチェンジとかうたわれていながら、そういうのが表記されていないかということがなぜかということ質問します。

○議長（今枝和子君）

企画部長。

○企画部長（林 玲一君）

恐れ入ります。お答え申し上げたいと思います。

3ページの産業の振興といった部分に、若干すみません、その記載がございまして、何かと申しますと、観光について振興していくということでございまして。ただ、直接的にインターが開通してといったところの記載ではございませんが、観光、産業の振興を引き続きこの計画で進めていくということとしております。以上です。

○議長（今枝和子君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

10番 高橋勇樹議員。

○10番（高橋勇樹君）

1点お伺いしたいと思います。

今回いろいろ財政的な変更だったりとか、文言だったりとか、年数の書換え等がメインになってきているところだとは思いますが、概要の95ページに記載があります、P21、37行、小・中学校、ここは義務教育学校が入る、入ったというのが新しい変更内容ではございますが、その下の部分になるんですが、改めて新しく計画を立てられるのであれば、この部分の改正が必要じゃないかなというふうに思って、私は質問させていただきます。

その理由としましては、ICT機器の効率的な活用などによりとあったり、GIGAスクールという言葉がございます。実際にはGIGAスクールだったりとかICTの機器導入というのは、フェーズがもう既に終了しているというふうに私は認識をしております。それはタブレットを配ったりとか、そういったものも一つになると思うんですが、これから新しく計画を立てられるのであれば、立てられるというか変更するのであれば、この部分もしかるべき今の時代に合った、また今後のことを考えて、生成AIの教育現場への導入だったりとか、そういったものが記載されていくのが本来かなというふうに思います。

今回の変更においては、そういった部分の細かいところまで変更されないということかもしれませんが、このGIGAスクール、ICT機器活用事業は、これはフェーズが終わっていると私は認識していますが、そこら辺はどうでしょうか。

○議長（今枝和子君）

企画部長。

○企画部長（林 玲一君）

それではすみません、お答えさせていただきたいと思います。

確かにGIGAスクール、導入が終わっております。しかしながら、遠く離れた壱岐であったりといったところと、こういった情報インフラを通じて交流事業が現時点でも進んでいると、義務教育学校においては進められているということでございますので、これらを活用して推進していくといった意味の記載でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（今枝和子君）

10番 高橋勇樹議員。

○10番（高橋勇樹君）

今の御回答では、まだ整備が整っていないというような回答のように私は聞こえますが、私がちょっとお話ししたのは、これは計画なので、これからの5年間、5年間でよかったですかね。5年間のことを見据えると、話題になっていますAIの教育現場への導入だったりとか、そういったものが書かれるのが本来かなというふうに思います。

では、整っていないということでもよろしかったですか。

○議長（今枝和子君）

企画部長。

○企画部長（林 玲一君）

現時点ではすみません、そこが確かに未整備でございます。これは、現状GIGAスクールを引き続き活用して、すみません、進めていくといったところにとどまった記載でございます。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（今枝和子君）

10番 高橋勇樹議員。

○10番（高橋勇樹君）

今後の改正に期待をしております。以上です。

○議長（今枝和子君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

14番 鏑本規之議員。

○14番（鏑本規之君）

農業のことについて、改正前は非常に短い文章であったわけでありましてけれども、この高速道路が開通した件と、また砂利採掘が多く行われている件と、そういうことを鑑みたときに、これからの農業の在り方というものが示されていないと私は感じるわけでありまして。今やらなければいけないことが書かれていない。

今やるべきことは何かといえ、私に言わせれば一つしかないと思っているわけでありまして。それは担い手の方たちが、自分たちの担い手として農業を業としてなすときに、簡単な言い方をすれば、米作なら米を作ることによって生活の収入が安定するという形を取らなければ、ここに書かれているように、いつまでたっても放置という農地の放置が続くわけでありまして。

何が言いたいかという、担い手の方たちは、自分たちが農業を業として営んでいくときの最低限の田んぼなら田んぼの広さを仲間うちの中である程度決められている。そこが、高速道路ができたり、また砂利を掘ったり、いろいろな観点から、今までの枠の中で、極端なことを言うと、100なら100のところは30減り、40減りという形で減ってきてしまっている。そうすると、減った部分をどこかで確保しなければいけない。その部分についての方針等々が定められていないことと、今後この地域においては、農業を業とするところですよという形で農地を守るというようなことがきちんと定められていない。となれば、今までと何ら変わりが無いことであると思うわけでありまして。

ですので、これからの農業、特に今すぐやるべきことは何かという、農家の人たちが農業として成り立つだけの面積の確保をそれなりに市として提案をしていくべきだろうという思いがあるわけでありまして、今後このことが今ここに書かれていないけれども、書かれていなくてもそういう方向に向かっていくのか、また、そのことがどこかに記載されているのか、お尋ねをいたします。

○議長（今枝和子君）

企画部長。

○企画部長（林 玲一君）

それでは、お答え申し上げたいと思います。

計画の11ページの3行目辺りから、農業についての記載がございます。

特にこれは過疎地域、北部地域の高齢化が特に進んだ地域の計画の記載であるという前提にはなりますが、農業従事者の高齢化が一層進行し、後継者不足や耕作放棄地の増加が依然として深刻ということで、この地域、特に特出した課題がここに書かれております。

今回の見直しにおいては、この課題の認識と、この文末には、地域ぐるみで被害の防止対策や農地の適切な維持管理が課題ということに記載にとどまっております。この地域の高齢化に対する今後の課題を計画では明文化させていただいたというところにとどまっております。以上です。

○議長（今枝和子君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

4番 高橋知子議員。

○4番（高橋知子君）

皆さん結構細かく突っ込んでみえるので、私もちょっと細かくお聞きしたいと思うんですけど、そもそもこの計画というのは令和12年度までなので、この計画をもってこれからもこの過疎地域を持続的発展していくようにされていくんだと思うんですけども、そういった計画の割に現状の部分が多くて、例えば今まで皆さんが言われたようなことだったり、私は私的に一番思うのは、市営バスの運行状況であったり、高齢化が進むのであれば、計画という内容にするのであれば、もっと改善していく、市民の方に寄り添ったような改善をしていくという内容であってほしいなと思うところなんですけど、この計画は今立てたものなので現状の維持のままの内容が多いんですが、これから、これよりもより皆さんが今言われたように新しくしていくというのは、特にこの計画に縛られることなくよいものが出てれば、そうやって実行していくというニュアンスでいいんでしょうか。

○議長（今枝和子君）

企画部長。

○企画部長（林 玲一君）

それでは、お答えさせていただきたいと思います。

当然、いろいろこの地域の課題を解決するための施策が御議論になって進むということであれば、当然そういうことであると思っております。以上です。

○議長（今枝和子君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

6番 飯尾龍也議員。

○6番（飯尾龍也君）

私は、先ほど鏗本議員がおっしゃられた農業に関してですけど、P11の産業、農業振興のことです。どちらが法令が上なのか分からないですけど、基本的な農政に関しては地域計画というのがございますので、そういうここに文言を入れれば、担い手の位置づけも確定されますので、ぜひともそういう形で少し付け加えたほうがいいかなと思ひまして、御意見だけです。すみません。以上です。

○議長（今枝和子君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第19号については、委員会付託を省略したいと思ひますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第19号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第19号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数です。御着席ください。したがって、議案第19号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

日程第9 議案第20号（質疑・委員会付託）

○議長（今枝和子君）

日程第9、議案第20号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

14番 鏗本規之議員。

○14番（鏗本規之君）

この指定管理のことについては、これ反対するわけではありませんけれども、もう少し指定管理にする場合において、もう少し予算的なものをつけてあげられるといいかなあという思いがしているわけでありまして。

この指定管理者に対しては、私も今まであまり興味を持っていなかった中において、指定管理の

方たちの活動その他を知ることによって、もう少し何とかできないかなあというような思いをするわけであります。この方たちはこの方たちで一生懸命に努力はしているけれども、この人たちの努力だけでは何ともし難いことがあるわけであります。

私がこのことについて興味を抱いたのは、ここで働く方たちが売上げが増えることによって報酬も増えてくるということを知ったわけであります。また、こういう指定管理者のところに勤めている親御さんたちの声を聞きますと、私たちがいなくなった後、この子たちがどうなるのかなあということを非常に心配をしているということであります。

市長がよく言われる、安心して笑顔あふれるということになれば、こういう施設の方たちにおいても指定管理という立場上、また、もし指定管理料というものが発生できるのであれば、そういうことを検討していただきたいと思うわけでありますけれども、この指定管理については、そういうことを考えているかいなか、お伺いをいたします。

○議長（今枝和子君）

健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 晃弘君）

失礼いたします。

指定管理料のこの当初予算に対する計上の際に、この受託者であります社会福祉協議会とは、どれぐらいの費用が必要かということも含めまして、慎重に予算に対する調査と議論をさせていただきました。その中で、令和8年度において事業運営に可能な費用ということで、今回予算計上させていただいております。

また、議員御指摘の売上げを上げるという方法につきましても、今後、市のほうで、いろんなあいうグッズとか啓発品とか、そういうものにもきちんと使えるように庁内に照会をかけて、売上げ貢献に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（今枝和子君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第20号については、文教福祉委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第20号は文教福祉委員会に付託することに決定をいたしました。

日程第10 議案第21号（質疑・討論・採決）

○議長（今枝和子君）

日程第10、議案第21号 令和7年度本単市一般会計補正予算（第9号）についてを議題といたし

ます。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

14番 鏑本規之議員。

○14番（鏑本規之君）

この補正予算でありますけれども、先ほどのところでも少し述べたわけでありまして、近年は、国の方針が金利の上行と、金利がだんだん高くなっていくという志向にあるわけでありまして、当然、本巢市においても、基金等々が預けてあったり、また借入れをしたりということがあるわけでありまして、当然そこには金利というものがついてくるわけでありまして、この今回の補正予算の中において、これに対する対応等々が行われているのか、会計管理者にお尋ねをいたします。

○議長（今枝和子君）

会計管理者。

○会計管理者（磯部千恵子君）

それではお答えします。

3月の補正予算のほうに計上しております内容は、まさに今議員さんがおっしゃられました金利の上昇局面の影響を顕著に反映した結果となっております。

具体的には、減債基金におきましては46万9,000円、また公共施設等整備基金におきましては99万1,000円の利子が増となったほか、小規模ながら複数の基金で利子の増額を計上しております。

増額の要因といたしましては、定期預金金利の上昇に伴うもののほか、さらなる収益性の向上を図るために短期の債券で運用したものによる利子の収益となっております。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（今枝和子君）

14番 鏑本規之議員。

○14番（鏑本規之君）

この運用というものは、過去においても会計管理者の努力によって、いかにも負債が少なく、金利が少なくなるとか、また金利が上がるのであれば組替え等々をするということで、少しでも出るものは少なく、入るものは多くというのが私の思う原則であります。

補正内容の中において、どのような努力がなされていたのかなあという思いをして聞いたわけでありまして、これ以上のことはまた次の本予算の中で今後の対応についてお伺いをいたしますので、補正予算については結構であります。

○議長（今枝和子君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第21号については、委員会付託を省略したいと思いましたが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第21号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第21号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第21号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

日程第11 議案第22号（質疑・討論・採決）

○議長（今枝和子君）

日程第11、議案第22号 令和7年度本巣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第22号については、委員会付託を省略したいと思いましたが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第22号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第22号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第22号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

日程第12 議案第23号（質疑・委員会付託）

○議長（今枝和子君）

日程第12、議案第23号 令和8年度本巢市一般会計予算についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

14番 鰐本規之議員。

○14番（鰐本規之君）

ここで聞かなければ聞くところがありませんので、たくさんありますのでよろしく願いをいたします。

予算決算委員会の中で聞けばいいこともたくさんあるかと思うわけでありますけれども、どうも予算決算委員会の進め方については、私もちょっと異論がありますので、ここで今から1時間近く質問をしたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

まず、道路のことについてお伺いをするわけであります。

私のところには結構苦情が来ております。特に本巢市の中においては、この予算の中において記載はされていないけれども何とかしてほしいなあという思いがあって、まず1点聞くわけであります。

この旧というより、旧でもいいんですが、糸貫においても真正地域においても、県道というものが結構走っているわけであります。その県道というものは、この市議員の中で、どこの道が県道で、どの道が市道で、どの道が国道かということが全部承知している人がいれば結構でありますけれども、私も正直なことを言って、なぜここが県道なのかとよく知らなかった。けれども、苦情が来るたびに、そのことについて建設部長等々にお尋ねをすると、ここは市道ではないので県のほうですよということをよく言われる。そうすると、そのことについて市の職員等々で県のほうに少し苦情を言うことによって、速やかに直してもらっていたわけでありますけれども、どうも近年、そういうことが非常に少なくなっている。小言ばかりが多いわけであります。

その中でお聞きするわけでありますけれども、県道に対してのどのような方向で舗装等々、また修繕等々をしていただけるのか、予算の中に組み込まれていないけれども、その方針について、まず1点お伺いをいたします。

○議長（今枝和子君）

都市建設部長。

○都市建設部長（高橋君治君）

お答えいたします。

県道につきましては、御要望をいただく都度、県のほうに情報提供いたしまして、場合によっては立会い等もしていただき、修繕を行っていただくような方向で進めている状況でございます。

県のほうといろいろ意見の相違もございまして、なかなか要望を100%実行することができない場合もございますが、市といたしましては、県のほうに粘り強く交渉を、要望を行って、地元の要望に添うような形ができるような努力をしていきたいと考えております。

[挙手する者あり]

○議長（今枝和子君）

14番 鰐本規之議員。

○14番（鰐本規之君）

分かりやすいことを言うと、この間も少しそういう苦情が来まして、市の職員に事情説明を求めたところであります。

また、私が常平生よく通るところのことで言いますと、議長のうちの西側を通っている、あれも県道であります。非常に道が悪い。大きな私の20インチのタイヤで行くなら、さほど苦にはならないかもしれませんが、軽四で行くと、まともに犬も乗ってられないくらいよくがたがたするわけであります。よく見れば、相当にひどい状況にあるわけであります。また、昨日でしたかね、大きな事故もありました。そういうような形で、何らかの形であそこを整備してもらわないと、また戒名に変わる人ができてしまってからでは遅いだろうという思いをしているわけであります。

また、あそこで大きく車が落ちて、長いこと車の出し入れもできなくてというような格好もあります。水路が埋まっているわけでもありません。また、あれは通学路になっているから非常に危険なところでもあるわけであります。そういうところに対して、何らかの形で方向性を示すように、本巢市として強く要望することも必要であろうと思っておりますし、また新しく道ができる、できているところの踏切工事等々、糸貫の農協の南側の改善道路のことでもありますけれども、ここも県道ということになれば、一刻も早くしてもらわなければ、後のことが続いていけないということになるわけであります。

当然、要望として、有志の議員と、また市の職員とで要望に行ってきましたけれども、なかなかいい返事がいただけない状況の中にあって、本巢市がいかに努力しても、県道と市道、また国道とのつながりがきちんといかない場合は、道というものの機能が十分に機能しないであろうという思いがありますので、大いに県、また国に対して要望活動をしていただいて、いただくことによって、本巢市の市道の予算もつくであろうというふうを感じるわけであります。

そういうような形で、どの程度の道路整備等々について、どの程度の予算が組み込まれているのか、また私の部落、中野地域においては、農道のところが砂利採掘で事業が一旦止まっているにもかかわらず、今回の予算の中に組み込まれていない。過去において予算が組み込まれていて、砂利採掘が終わって、今いつでも工事ができる状況にあるわけでもありますけれども、なぜその部分の予算がついていないのか、その理由についてお伺いをいたします。

○議長（今枝和子君）

都市建設部長。

○都市建設部長（高橋君治君）

どの程度の予算かということでございますけれども、今、国庫補助金といたしまして、令和8年度については8,882万2,000円という予算計上でございます。

それから、議員お尋ねの市道の舗装についてですけれども、現在まだ国土交通省のほうで、あとNEXCOのほうで高速道路の工事で使用した部分がございます、その部分の舗装の修繕につきまして協議中でございます。その協議が調って、その市の残りの市道で負担する部分がはっきりといたしました段階で、いろんな補助事業を活用して修繕を行っていきたくて考えております。

○議長（今枝和子君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

14番 鏑本規之議員。

○14番（鏑本規之君）

改めて別のことでお伺いをいたします。

今予算の中において、旧の本庁舎、本巢の庁舎の解体に対する予算があまり見当たらない。これは議会の中において、一刻も早く解体をして、有効に利用するよということとは、議会の総意の中で議決をしている案件であります。けれども、そのことについてはいまだに予算立てがしていないということについて、いかなる理由で予算がついていないのか、お伺いをいたします。

○議長（今枝和子君）

総務部長。

○総務部長（村澤 勲君）

それでは、お答えをいたします。

旧本庁舎の今後の方針につきましては、今、鏑本議員が述べられましたように、議会からも要望書が出ておまして、市といたしましても、当初は再利用ということも考えておったんですけども、外壁ですとか空調、あとエレベーター、こういったところも大規模な改修が必要ということで、多額の費用がかかるということもございまして、取壊しのほうで検討をしておるところでございます。

それで、来年度につきましては、アスベストが入っておるということも考えられますので、そのアスベスト調査をいたしまして、その結果によりまして実施設計を行ってということで、今のところ予定をさせていただいておるところでございます。以上です。

○議長（今枝和子君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

14番 鏑本規之議員。

これで4回目になりますので、コンパクトにお願いいたします。

○14番（鰐本規之君）

15億からの予算を審議するのに、3回とか4回とか区切られてしまっていては、まともな審議もできないわけであります。

議長におかれましては、議長になったときに、議会の活発なる議論と、また市長さんも、この提案をなされたときに、慎重なる審議をお願いしたいということであります。

これが3回であろうが100回であろうが、必要な審議は審議としてすべきであります。審議もなくて、ぼうっとしているような市会議員の中において、この明日の本巢市をどの方向に持っていくか、それを決める大事な予算を審議する中において、一言も発言もしない、ぼうっとしているような市会議員なら即刻退場していただきたいと思う。また、その人に成り代わって私が質問するというふうにしていただければ、100回でも200回でも質問をするわけであります。大きな予算を審議するのに2回だとか3回だとか、そのような制限を持つこと自体、私はおかしいと思っています。

私が議長のとときには、この質問は大事な質問であると思えば、2度でも3度でも4度でも質問をさせた覚えがあります。そのことに対して議員各位のほうから苦情が出たことは一遍もありません。ですので、私は承知して聞いている、皆さんが承知しているなら、そのことは承知していますよと言ってもらえれば結構なんです。けれども、そのような動きを一つもしていない議員が各位の中におられるということで、今質問をしているわけであります。

ですので、何回目になろうが、10回であろうが20回であろうが、私は当初申したはずです。1時間ぐらい質問をさせていただきますよと。何なら少し暫時休憩をしていただいて、まとめて質問をするけれども、そのことにおいて執行部がまともに答えられるなら、そういうふうにさせていただきますので、議長におかれましては、暫時休憩をお願いいたします。

○議長（今枝和子君）

暫時休憩いたします。

午前10時05分 休憩

午前10時17分 再開

○議長（今枝和子君）

再開をいたします。

これより質疑を継続いたします。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

14番 鰐本規之議員。

○14番（鰐本規之君）

先ほどの途中なかですけれども、中野の農道について、農道と言っではいかんかもしれないけれども、市道について、予算がついていたものが事情によって工事ができないということで、予算がついていたものを取りやめて、それで今、工事ができるようになっているにもかかわらず、またそ

の予算がついていないことについて、どういう事情でそういうふうになったのか、お伺いをいたします。

○議長（今枝和子君）

都市建設部長。

○都市建設部長（高橋君治君）

恐れ入ります。

今、国道工事で使用した道路と併せて効率的な補修を行うために、その高速道路の工事で使用した部分の補修について協議しておりますので、それが調次第、予算化のほうを進めていきたいという考えでございます。

[挙手する者あり]

○議長（今枝和子君）

14番 鏑本規之議員。

○14番（鏑本規之君）

いつときで長いことずうっとやるということであれば、その協議が済めば即予算付けをするということであるなら、それは大いに結構であります。

もう一つ、総体的なことでお伺いをいたします。

これは総務部長にお尋ねをするわけでありましてけれども、入札についての総合評価ということについて、物によって700点とか800点とか850点とかついているように思うわけでありまして。けれども、先ほどの条例改正の中においても、本巢市の財政が厳しい中において、財源確保ということもうたっているわけでありまして。ということになれば、本巢市の工事は本巢市の業者にやらせることによって、それが回り回って本巢市の財源につながるだろうと思っておりますし、また、その総合点数をある程度一定にしてあげることによって、県の仕事も、また国の仕事も、実績として残ることによって地元の業者が潤うということになります。地元の業者が潤えば、当然、財政が豊かになってくるだろうという思いの中でお聞きをするわけでありましてけれども、今、空調にしても、また水道にしても、土木にしても、800点とか850点とかというあれがついているけれども、全部一律に、他市においては一律に700点という形で総合点数をつけているところがあるんですが、そういう方向に持っていくことによって、本巢市にとってはマイナスになることはないと思うけれども、今の入札の総合点数についてどのようになっているのかということと、今後方針を変える予定はあるか否かお伺いをいたします。

○議長（今枝和子君）

総務部長。

○総務部長（村澤 勲君）

それでは、お答えをいたします。

まず、指名入札につきましては、当然市内の業者を中心に選定をしておるところでございますけれども、一般競争入札のお話だと思われましてけれども、こちらにつきましても、もちろん市

外の業者も受け入れておるわけですが、一応今議員さん言われましたように、市内の業者さんを優先というわけではありませんけれども、参加しやすいように、例えば条件といたしまして、本店が市内にある場合ですとか、本店及び支店が市内にある場合といったような条件を付すこともありますし、今言われました点数、総合の点数のほうですね、こちらにつきましても、もう既に市内の業者は通常の市外の業者よりも低い金額でも参加ができるというような配慮もいたしておるところでございます。

今後も、今の点数でいいのかどうなのかといったことも、随時いろいろ協議しながら進めていきたいというふうに考えております。以上です。

○14番（鏑本規之君）

はい、結構です。

○議長（今枝和子君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第23号については、予算決算委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第23号は予算決算委員会に付託することに決定をいたしました。

日程第13 議案第24号（質疑・委員会付託）

○議長（今枝和子君）

日程第13、議案第24号 令和8年度本巢市国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第24号については、予算決算委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第24号は予算決算委員会に付託することに決定をいたしました。

日程第14 議案第25号（質疑・委員会付託）

○議長（今枝和子君）

日程第14、議案第25号 令和8年度本巣市後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第25号については、予算決算委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第25号は予算決算委員会に付託することに決定をいたしました。

日程第15 議案第26号（質疑・委員会付託）

○議長（今枝和子君）

日程第15、議案第26号 令和8年度本巣市企業用地造成事業特別会計予算についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第26号については、予算決算委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第26号は予算決算委員会に付託することに決定をいたしました。

日程第16 議案第27号（質疑・委員会付託）

○議長（今枝和子君）

日程第16、議案第27号 令和8年度本巣市水道事業会計予算についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第27号については、予算決算委員会に付託し

たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第27号は予算決算委員会に付託することに決定をいたしました。

日程第17 議案第28号（質疑・委員会付託）

○議長（今枝和子君）

日程第17、議案第28号 令和8年度本巢市下水道事業会計予算についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第28号については、予算決算委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第28号は予算決算委員会に付託することに決定をいたしました。

散会の宣告

○議長（今枝和子君）

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

3月4日水曜日午前9時から本会議を開きますので、御参集ください。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午前10時27分 散会

